

選挙第5号

乙訓福祉施設事務組合議会議員の選挙について

乙訓福祉施設事務組合議会議員の本市選出議員3人を選挙するものとする。

令和5年8月18日 提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎乙訓福祉施設事務組合規約（抜粋）

（議員の選任）

第5条 組合の議会議員の定数は9人とし、関係市町から選出すべき議員の数は次のとおりとする。

向日市 3人 長岡京市 3人 大山崎町 3人

- 2 前項の議員は、関係市町の議会が、その議員のうちから選挙するものとする。
- 3 議員に欠員が生じたときは、その議員の属する市町において、直ちに欠員の議員の補欠選挙を行わなければならない。

（議員の任期）

第6条 組合の議会議員の任期は、関係市町の議会議員としての任期による。